

第4 個人市民税・県民税普通徴収関係帳票（月初分） C帳票レイアウト仕様書4

①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）新規分

・表面

①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）変更分

・表面

②市民税・県民税普通徴収納税通知書（過年度）

・表面

①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）新規分 マッピング

・左面 納税通知書

・右面 課税明細

①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）変更分 マッピング

・左面 納税通知書

・右面 課税明細

②市民税・県民税普通徴収納税通知書（過年度）マッピング

・左面 納税通知書

・右面 課税明細

・マッピング補足資料

③納付書

・表面

④納税通知書用封筒（料金後納）

・表面

⑤お知らせ 「A 相続人の方へ」「B 退職された方へ」

・表面

⑤お知らせ 「C 市民税・県民税について」

・表面

⑥お知らせ 「D 賦課の根拠」「D 賦課の根拠（前年度～7年度前）」

・表面

①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）変更分

令和 年度 市民税・県民税納税通知書(変更)

地方自治及び行政事務の円滑化により、市民税及び県民税をより公平に徴収するため、変更します。

通知書番号

整理番号

お問い合わせ先 浜松市 財務部 市民税課
 ●課税内容に関する事 TEL 053-457-2145
 ●公的年金からの特別徴収に関する事 TEL 053-457-2162
 ●給与からの特別徴収に関する事 TEL 053-457-2142

1 市民税・県民税の年税額

年税額(1から5の合計)	円
普通徴収税額	円
公的年金からの特別徴収税額	円
給与からの特別徴収税額	円
変更前 年税額	円

収税標準額(仮定)により、賦課額が「市民税・県民税」の異なるものとなり、課税(注記)される場合は、必ず「所得控除額」から調整します。

2 通知理由

3 徴収方法ごとの内訳

期 別	納 期 限	変更前税額	変更後税額	充当額	納付済額	差引納付額
第1期	令和5年 6月30日					
第2期	令和5年 8月31日					
第3期	令和5年10月31日					
第4期	令和6年 1月31日					

振替口座
 金融機関名
 口座番号

公的年金からの特別徴収 賦課月ごとの公的年金から引き落とします。税額変更(仮定)の場合は、適用(注記)されることとなります。
 今年度の特別徴収税額 本年度の徴収税額
 徴収月 税 額 徴収月 変更前税額 変更後税額 徴収月 税 額

特別徴収を行う公的年金の受取者の名称、種類 (法人番号)
 支取者の名称
 公的年金の種類

給与からの特別徴収 給与の支払の際に、支払者が徴収を引きます。
 内訳については、業務先から取り取る「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。

市民税・県民税 課税明細

収入・所得・特別控除・繰越控除

収入	円	円	円	円
所得	円	円	円	円
特別控除	円	円	円	円
繰越控除	円	円	円	円
合計所得金額	円	円	円	円
繰越控除	円	円	円	円
課税標準額	円	円	円	円

所得控除額

所得控除	円	円	円	円
所得控除合計額	円	円	円	円

本人該当区分

勤労学生	円	円	円
障害者	円	円	円
ひとり親	円	円	円
学生	円	円	円
扶養親族	円	円	円

扶養親族該当区分

同一生計配偶者	円	円	円
一人	円	円	円
障害者	円	円	円
16歳未満	円	円	円
学生	円	円	円
特別	円	円	円
その他	円	円	円

課税標準額・税額明細

区 分	課税標準額	
A 課税標準合計	円	円
B 所得控除	円	円
C 税額控除	円	円
D 配当金等・株式等譲渡所得割額	円	円
E 所得控除(非課税等) [A-B-C-D]	円	円
F 均等割額	円	円
年税額 [E+F]	円	円

課税標準額

市県民税	円	円
均等割額	円	円

税額控除等年額

市県民税	円	円
均等割額	円	円
住宅借入金等特別税額控除	円	円
寄付金税額控除	円	円
外債	円	円
所得控除	円	円
税額控除	円	円
均等割額	円	円
繰越不足額	円	円

※ 繰越不足額は、繰越控除額から控除することができなくなった部分の繰越控除額を指します。繰越不足額は、繰越控除額から繰越不足額を控除した後の繰越控除額となります。

◆年税額の計算方法

所得控除

$$\text{所得控除} = \text{所得控除合計額} - \text{所得控除合計額} = \text{所得控除合計額}$$

均等割額

$$\text{均等割額} = \text{課税標準額} \times \text{市県民税} 8\% + \text{課税標準額} \times \text{県民税} 2\% = \text{均等割額}$$

●賦課の根拠等については、別紙をご覧ください。

②市民税・県民税普通徴収納税通知書（過年度）

①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）新規分

月例(新規)	令和●●年度 市民税・県民税納税通知書
--------	---------------------

3	
4	11
5	12
6	13
7	14
8	15
9	16
10	17

18(郵便用バーコード)
299(返戻用バーコード)

地方税法及び浜松市税条例の規定により

通知書番号	26
整理番号	298

21		
浜松市長	24	印

お問い合わせ先 浜松市 財務部 市民税課

- 課税内容に関すること TEL 053-457-2145
- 公的年金からの特別徴収に関する TEL 053-457-2162
- 給与からの特別徴収に関すること TEL 053-457-2142

1 市民税・県民税の年税額

年税額(①から③の合計)	153	円
①普通徴収税額	158	円
②公的年金からの特別徴収税額	157	円
③給与からの特別徴収税額	155	円

2 通知理由

168 & 169
(拡13=「04」 & 拡14≠NULLのとき)【拡14】月分から、普通徴収となります。

3 徴収方法ごとの内訳

①普通徴収

期別	納期限	税額	充当額	差引納付額
第1期	令和●●年●●月	197 円	199 円	拡57 円
第2期	令和●●年●●月	203 円	205 円	拡58 円
第3期	令和●●年●●月	209 円	211 円	拡59 円
第4期	令和●●年●●月	215 円	217 円	拡60 円
194	226	221 円	223 円	拡61 円

振替口座	(No28≠NULLのとき)※個人情報保護のため、口座番号の一部は表示していません。(ただし、令和●●年●●月●●日現在)		
金融機関名	28		
口座名義人	300		
預貯金種別	29	口座番号	30

※振替日は、各期の納期限の日です。
 ※全納の手続きをされている場合は、全期分を第1期の納期限に振替します。
 ※口座振替に関する詳細・お問い合わせ先は、別紙「市民税・県民税 賦課の概要について」を

②公的年金からの特別徴 徴収月ごとに公的年金から引き落とします。

今年度の特別徴収税額				▼以下は翌年度の特別徴収税額です。			
仮徴収税額		本徴収税額		翌年度の仮徴収税額			
徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額		
264	273 円	267	276 円	270	279 円		
265	274 円	268	277 円	271	280 円		
266	275 円	269	278 円	272	281 円		

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類			
支払者の名称	247	248	(法人番号) 251～263
公的年金の種類	249	250	

③給与からの特別徴収 給与の支払いの際に、支払者が給与から引き去ります。

内訳については、勤務先から受け取る「給与所得等に係る 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。

①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）新規分 【課税明細】

市民税・県民税 課税明細

収入・所得・特別控除・繰越控除

42	61	円	50	69	円	58	77	円
43	62	円	51	70	円	59	78	円
44	63	円	52	71	円	60	79	円
45	64	円	53	72	円	分離短期譲渡所得特別控除	65	円
46	65	円	54	73	円	分離長期譲渡所得特別控除	66	円
47	66	円	55	74	円	合計所得金額	80	円
48	67	円	56	75	円	繰越控除	81	円
49	68	円	57	76	円	総所得金額等	65	円

所得控除額

82	93	円	87	98	円	92	103	円
83	94	円	88	99	円			
84	95	円	89	100	円			
85	96	円	90	101	円	基礎控除	104	円
86	97	円	91	102	円	所得控除合計額	105	円

本人該当区分				扶養親族該当区分																	
勤労学生	障害	普通	未成年	同一生計配偶	老人	特定	老人	その他	16歳未満	障害	特別	同特別	同特別	同特別	同特別	同特別	同特別	同特別	同特別	同特別	
110	110	110	113	115	114	112	121	118	117	116											

課税標準額・税額明細

区分	課税標準額	円
122	128	円
123	129	円
124	130	円
125	131	円
126	132	円
127	133	円

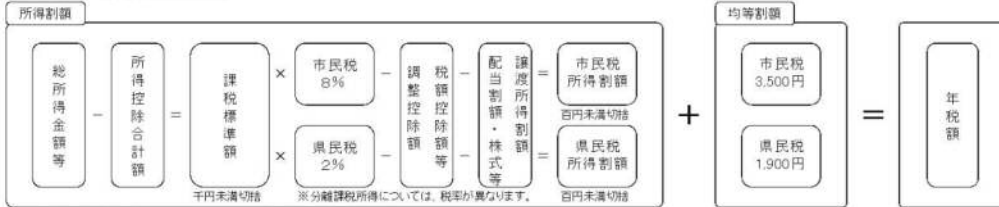
	市民税	円	県民税	円
A	算出所得割額合計	135	144	
B	調整控除額	142	151	
C	税額控除額等	136	145	
D	配当割額・株式等譲渡所得割額	138	147	
E	所得割額(百円未満切捨)【A-B-C-D】	139	148	
F	均等割額	140	149	
年税額【E+F】		153		

税額控除額等明細		
配当控除	市	288
	県	289
住宅借入金等特別税額控除	市	65
	県	63
寄附金税額控除	市	66
	県	67
外国税額控除	市	64
	県	65
所得割調整額	市	68
	県	69

控除不足額 ※ 159 円

※ 所得割額から控除することができなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額です。均等割額等に充当した後、残額がある場合は連付します。

◆年税額の計算方法



①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）変更分

月例(変更)	令和●●年度 市民税・県民税納税通知書(変更)
--------	-------------------------

地方税法及び浜松市税条例の規定により市民税及び県民税を変更しましたので、通知します。

3			
4		11	
5		12	
6		13	
7		14	
8		15	
9		16	
10		17	
18(郵便用バーコード)			
299(返戻用バーコード)			

通知書番号	26	
整理番号	298	
21		
浜松市長	24	印

お問い合わせ先 浜松市 財務部 市民税課
 ●課税内容に関すること TEL 053-457-2145
 ●公的年金からの特別徴収に関する TEL 053-457-216
 ●給与からの特別徴収に関すること TEL 053-457-2142

1 市民税・県民税の年税額

年税額(①から③の合計)	153	円
①普通徴収税額	158	円
②公的年金からの特別徴収税額	157	円
③給与からの特別徴収税額	155	円
変更前年税額	182	円

税額変更(減額)により、既に納めた市民税・県民税が納め過ぎとなり

2 通知理由

168 & 169
 (拡13=「04」& 拡14=NULLのとき) (拡14)月分から、普通徴収となります。

3 徴収方法ごとの内訳

(No180=「納付済」のとき)
 納付済額については、令和●●年●●月●●日の登録状況によりま

期別	納期限	変更前税額	変更後税額	充当額	納付済額	差引納付額
第1期	令和●●年●●月	197 円	198 円	199 円	200 円	拡57 円
第2期	令和●●年●●月	203 円	204 円	205 円	206 円	拡58 円
第3期	令和●●年●●月	209 円	210 円	211 円	212 円	拡59 円
第4期	令和●●年●●月	215 円	216 円	217 円	218 円	拡60 円
194	226	221 円	222 円	223 円	224 円	拡61 円

振替口座 (No28=NULLのとき)※個人情報保護のため、口座番号の一部は表示しておりません。(ただし、令和●●年●●月●●日現在)

金融機関名	28	
口座名義人	300	
預貯金種別	29	口座番号 30

※振替日は、各期の納期限の日です。
 ※全納の手続きをされている場合は、全期分を第1期の納期限に振替します。
 ※口座振替に関する詳細・お問い合わせ先は、

②公的年金からの特別徴収

徴収月ごとに金額を公的年金から引き落とします。

今年度の特別徴収税額						▼以下は翌年度の特別徴収税額です。	
仮徴収税額			本徴収税額			翌年度の仮徴収税額	
徴収月	税額	徴収月	変更前税額	変更後税額	徴収月	税額	
264	273 円	267	276 円	282 円	270	279 円	
265	274 円	268	277 円	283 円	271	280 円	
266	275 円	269	278 円	284 円	272	281 円	

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類

支払者の名称	247	248	(法人番号) 251~263
公的年金の種類	249	250	

③給与からの特別徴収

給与の支払いの際に、支払者が給与から引き去ります。
 内訳については、勤務先から受け取る「給与所得等に係る 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。

①市民税・県民税普通徴収納税通知書（現年度）変更分 【課税明細】

市民税・県民税 課税明細

収入・所得・特別控除・繰越控除

42		61	円	50		69	円	58		77	円
43		62	円	51		70	円	59		78	円
44		63	円	52		71	円	60		79	円
45		64	円	53		72	円	分離短期譲渡所得特別控除		抵55	円
46		65	円	54		73	円	分離長期譲渡所得特別控除		抵56	円
47		66	円	55		74	円	合計所得金額		80	円
48		67	円	56		75	円	繰越控除		81	円
49		68	円	57		76	円	総所得金額等		抵15	円

所得控除額

82		93	円	87		98	円	92		103	円
83		94	円	88		99	円				
84		95	円	89		100	円				
85		96	円	90		101	円	基礎控除		104	円
86		97	円	91		102	円	所得控除合計額		105	円

本人該当区分				扶養親族該当区分																	
抵10	勤労学生	障害 普通	未成年	同一生計配偶 一般	老人	特定	老人 同居	その他	16歳未満	障害 普通	特別 同特別										
抵10	抵11	119	119	抵12	110	110	110	113	115	114	112	121	118	117	116						

課税標準額・税額明細

区分	課税標準額
122	128
123	129
124	130
125	131
126	132
127	133

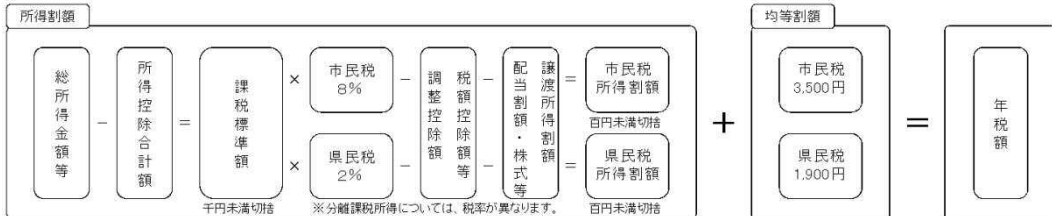
	市民税	県民税
A 算出所得割額合計	135	144
B 調整控除額	142	151
C 税額控除額等	136	145
D 配当割額・株式等譲渡所得割額	138	147
E 所得割額(百円未満切捨)【A-B-C-D】	139	148
F 均等割額	140	149
年税額【E+F】	153	

税額控除額等明細		
配当控除	市	288
	県	289
住宅借入金等特別税額控除	市	抵22
	県	抵23
寄附金税額控除	市	抵26
	県	抵27
外国税額控除	市	抵24
	県	抵25
所得割調整額	市	抵28
	県	抵29

控除不足額 ※ 159 円

※所得割額から控除することができなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額です。均等割額等に充当した後、残額がある場合は還付します。

◆年税額の計算方法



※賦課の根拠等については、別紙をご覧ください。

②市民税・県民税普通徴収納税通知書（過年度）

過年度 161 年度 市民税・県民税納税(変更)通知書 163

3	
4	11
5	12
6	13
7	14
8	15
9	16
10	17
18(郵便用バーコード)	
299(返戻用バーコード)	

地方税法及び浜松市税条例の規定により
市民税及び県民税を決定(変更)しましたので、通知します。

通知書番号 26
整理番号 298

21
浜松市長 24 印

お問い合わせ先 浜松市 財務部 市民税課
●課税内容に関する事 TEL 053-457-2145
●公的年金からの特別徴収に関する事 TEL 053-457-2162
●給与からの特別徴収に関する事 TEL 053-457-2142

1 市民税・県民税の年税額

年税額(①から③の合計)	153	円
①普通徴収税額	158	円
②公的年金からの特別徴収税額	157	円
③給与からの特別徴収税額	155	円
変更前年税額	182	円

税額変更(減額)により、既に納めた市民税・県民税が納め過ぎとなり還付(充当)される場合は、後日、税務総務課から通知します。

2 通知理由 168 & 169
(抵13="04" & 抵14=NULLのとき) (抵14) 月分から、普通徴収となります。

3 徴収方法ごとの内訳 (No180="納付済"のとき)
納付済額については、令和●●年●●月●●日の登録状況によります。

期別	納期限	176	178	179	180	差引納付額
190	202	197 円	198 円	199 円	200 円	抵57 円
191	208	203 円	204 円	205 円	206 円	抵58 円
192	214	209 円	210 円	211 円	212 円	抵59 円
193	220	215 円	216 円	217 円	218 円	抵60 円
194	226	221 円	222 円	223 円	224 円	抵61 円
195	232	227 円	228 円	229 円	230 円	抵62 円
196	238	233 円	234 円	235 円	236 円	抵63 円

振替口座	(No28≠NULLのとき)※個人情報保護のため、口座番号の一部は表示しておりません。(ただし、令和●●年●●月●●日		
金融機関名	28		
口座名義人	300		
預貯金種別	29	口座番号	30

※振替日は、各期の納期限の日です。
※全納の手続きをされている場合は、全期分を第1期の納期限に振替します。
※口座振替に関する詳細・お問い合わせ先は、

②公的年金からの特別徴収 徴収月ごとに公的年金から引き落としました。

仮徴収税額		本徴収税額	
徴収月	税額	徴収月	変更前税額 変更後税額
264	273 円	267	276 円 282 円
265	274 円	268	277 円 283 円
266	275 円	269	278 円 284 円

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種

支払者の名称	247	248	(法人番号) 251~263
公的年金の種類	249	250	

③給与からの特別徴収 給与支払いの際に、支払者が給与から引き去りました。
内訳については、勤務先から受け取る「給与所得等に係る 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。

②市民税・県民税普通徴収納税通知書（過年度）〔課税明細〕

市民税・県民税 課税明細

収入・所得・特別控除・繰越控除

42	61	円	50	69	円	58	77	円
43	62	円	51	70	円	59	78	円
44	63	円	52	71	円	60	79	円
45	64	円	53	72	円	分離短期譲渡所得特別控除	拡55	円
46	65	円	54	73	円	分離長期譲渡所得特別控除	拡56	円
47	66	円	55	74	円	合計所得金額	80	円
48	67	円	56	75	円	繰越控除	81	円
49	68	円	57	76	円	総所得金額等	拡15	円

所得控除額

82	93	円	87	98	円	92	103	円
83	94	円	88	99	円			
84	95	円	89	100	円			
85	96	円	90	101	円	基礎控除	104	円
86	97	円	91	102	円	所得控除合計額	105	円

本人該当区分					扶養親族該当区分														
拡10	勤労学生	障害	未成年		同一生計配偶者又 控除対象配偶者	特定	老人	老人	その他	16歳未満	障害	同特別	同特別						
		普通	特別		一般	老人	同老	同居	その他	普通	同特別	同特別							
拡10	拡11	119	119	拡12	110	110	110	113	115	114	112	121	118	117	116				

※1 令和元年度以降:同一生計配偶者 平成30年度以前:控除対象配偶者

課税標準額・税額明細

区分	課税標準額	
122	128	円
123	129	円
124	130	円
125	131	円
126	132	円
127	133	円

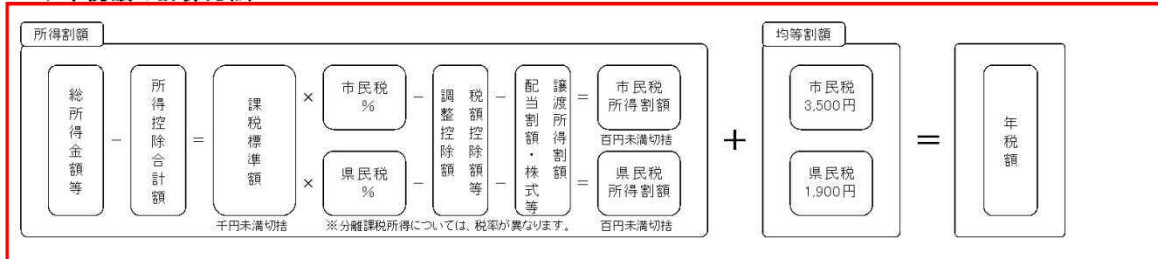
	市民税	県民税
A 算出所得割額合計	135 円	144 円
B 調整控除額	142 円	151 円
C 税額控除額等	136 円	145 円
D 配当割額・株式等譲渡所得割額	138 円	147 円
E 所得割額(百円未満切捨)【A-B-C-】	139 円	148 円
F 均等割額	140 円	149 円
年税額【E+F】	153 円	

税額控除等明細		
配当控除	市	288 円
	県	289 円
住宅借入金等特別 税額控除	市	拡22 円
	県	拡23 円
寄附金 税額控除	市	拡26 円
	県	拡27 円
外国 税額控除	市	拡24 円
	県	拡25 円
所得割 調整額	市	拡28 円
	県	拡29 円

控除不足額 ※ 159 円

※所得割額から控除することができなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額です。均等割額等に充当した後、残額がある場合は

◆年税額の計算方法 ※No.163の値を参照して課税相当年度と一致する内容を出力すること。



個人市民税普通徴収納税通知書マッピング補足資料 <<月例>>

<税額決定(変更)通知書ファイル>

- 提供するファイルが【現年度】で、No.176 = 「新規」のとき 現年度新規分の様式を使用する。※「新規」は全角スペースあり。
提供するファイルが【現年度】で、No.176 = 「変更前」のとき 現年度変更分の様式を使用する。
提供するファイルが【過年度】の場合、過年度の様式を使用する。
- 過年度のタイトル欄について、No.161上4桁の西暦を和暦編集(全角)して「令和(平成)〇〇年度」と記載する。また、No.163上4桁の西暦を和暦編集(全角)して「<<令和(平成)〇〇年度該当分>>」と記載する。
- 通知理由欄について、No.168とNo.169をつなげて1つの文章として印字する。
ただし、現年分については、「家屋敷事業所対象データファイル」に該当するものは、通知理由欄に「家屋敷事業所対象データファイル」No.3を印字する。
- No.180 = 「納付済」のとき 普通徴収欄に「納付済額については、令和〇〇年〇〇月〇〇日の登録状況によります。」を印字する。
※日付は、処理都度、浜松市から別途指示をする。
- No.110 = 「無」のとき 配偶者 一般欄及び老人欄 = 空欄
No.110 = 「同配」のとき 配偶者 同一生計欄 = *
No.110 = 「一般」のとき 配偶者 一般欄 = *
No.110 = 「老配」のとき 配偶者 老人欄 = *
- No.119 = 「特別障害」のとき 本人該当区分 障害特別欄 = *
No.119 = 「普通障害」のとき 本人該当区分 障害普通欄 = *
- No.28 ≠ Null のとき 振替口座欄の下に「※個人情報保護のため、口座番号の一部は表示していません。(ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)」と印字する。
※日付は、処理都度、浜松市から別途指示をする。
- 『収入・所得・特別控除・繰越控除』欄 (No.42~No.60) の各項目に対して、以下に該当するものは文言の変換を行って印字する。
 - ・「総合短特前」 ⇒ 「総合短期特控前」
 - ・「総合長特前」 ⇒ 「総合長期特控前」
 - ・「一時特前」 ⇒ 「一時特別控除前」
 - ・「分離短期所得」 ⇒ 「分離短期譲渡」
 - ・「分離長期所得」 ⇒ 「分離長期譲渡」
- 『所得控除額』欄 (No.82~No.92) の各項目に対して、以下に該当するものは文言の変換を行って印字する。
 - ・「配偶者・扶養控除」 ⇒ 「配偶者・扶養 ※”配偶者・扶養控除”の”・”は半角
- 『課税標準額・税額明細』欄 (No.122~No.127) の各項目に対して、以下に該当するものは文言の変換を行って印字する。
 - ・「分離短期」 ⇒ 「分離短期譲渡」

・「分離長期」 ⇒ 「分離長期譲渡」

- 発付日の印字については、No.2 1 を和暦編集（全角）（令和〇〇年〇〇月〇〇日）として印字する。
- 公的年金の『法人番号』欄はNo.2 5 1～No.2 6 3 を一つにまとめて1 3桁の数字列として印字する。
- 金額の印字については、すべてカンマ編集する。
- 別冊「提供データ仕様書4」の指示に従って、“0” の場合非表示 の対応をする。
ただし、No.1 5 3、No.1 5 5、No.1 5 7、No.1 5 8、No.1 8 2については、以下の場合を除いて、“0” の場合“0” と印字する。
※No.1 6 8＝「課税を取り消しました」のとき、No.1 5 3、No.1 5 5、No.1 5 7、No.1 5 8、No.8 0は印字しない。
※No.1 7 6＝「新規」のとき No.1 8 2は印字しない。
※「家屋敷事業所対象データファイル」に該当するものは、No.8 0を印字しない。
- 過年度の様式を使用する場合、「年税額の計算方法」は、No.1 6 3の値を参照して相当年度と一致する内容を入力すること。

<普徴通知書拡張ファイル>

- No.1 3＝「0 4」かつNo.1 4≠Null のとき 通知理由欄に「〇月分から普通徴収となります。」と印字する。※“0” には、No.1 4の数字が入る。
ただし、No.1 4の数字は、前ゼロを削除し全角変換すること。（例：「01」⇒「1」）
- No.1 0＝「1」のとき 本人該当区分 「寡婦」「*」
No.1 0＝「2」のとき 本人該当区分 「特別寡婦」「*」
No.1 0＝「3」のとき 本人該当区分 「寡夫」「*」
No.1 0＝「4」のとき 本人該当区分 「ひとり親」「*」
- No.1 1＝「1」のとき 本人該当区分 勤労学生＝*
No.1 2＝「1」のとき 本人該当区分 未成年＝*
- No.5 5>0のとき 『収入・所得・特別控除・繰越控除』の左欄に「分離短期譲渡所得特別控除」と印字する。（No.5 5＝0 の場合、見出し及び金額ともに非表示）
- No.5 6>0のとき 『収入・所得・特別控除・繰越控除』の左欄に「分離長期譲渡所得特別控除」と印字する。（No.5 6＝0 の場合、見出し及び金額ともに非表示）
- 「家屋敷事業所対象データファイル」に該当するものは、「普徴通知書拡張ファイル」No.1 5 を印字しない。

<その他>

- 納付書は、浜松市が指定する納期限以前のもは印字しないこと。ただし、指定する納期限は、毎月の処理の度に異なる。※指定する納期限は、処理都度、浜松市が指示をする。
- 封筒の窓から見える位置に郵便番号、あて先、郵便バーコード、返戻バーコードを印字する。
- 印字する文字の種類・大きさ・位置については、事前に浜松市と協議し、浜松市の承認を得た上で決定すること。

④納税通知書用封筒（料金後納）



⑤お知らせ 「A 相続人の方へ」

市民税・県民税納税通知書の送付について(相続人の方へ)

市民税・県民税は、その年の1月1日現在、居住している人に対して前年中の所得をもとに1年分を課税することとなっています。

納税義務者(被相続人)がその年の1月2日以降に亡くなられた場合は、その相続人の方に納めていただくことになるため、この度、あなた様を相続人として納税通知書をお送りいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

- ・納付書が同封されている場合 ⇒ 同封の納付書で納めてください。
- ・口座振替の登録をされている場合 ⇒ 既に指定口座が停止されている場合は、税務総務課口座振替担当(電話 053-457-2261)までご連絡ください。

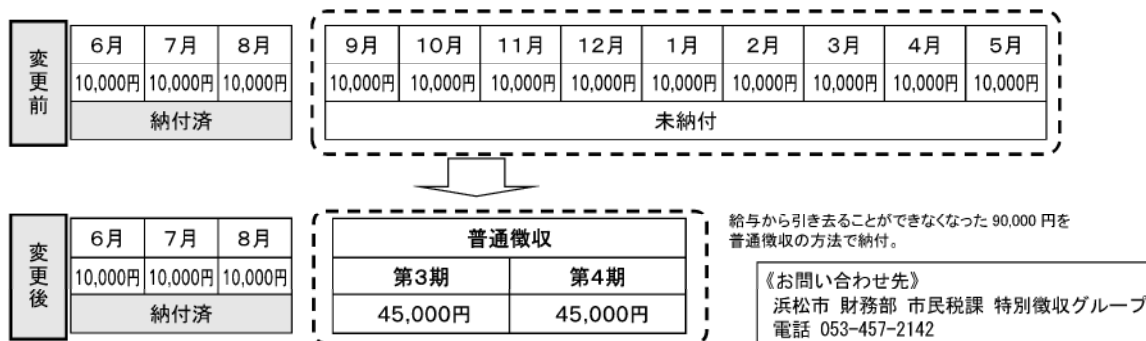
《お問い合わせ先》
 浜松市 財務部 市民税課
 個人市民税グループ
 電話 053-457-2145

⑤お知らせ 「B 退職された方へ」

特別徴収から普通徴収への切替えについて

市民税・県民税は、前年中(1月～12月)の所得に基づき課税されます。
 課税された税額は、6月から翌年5月までの12回に分けて、勤務先を通じて、毎月の給与から特別徴収(引き去り)されますが、退職・その他の理由により、給与から税額を引き去ることができなくなりました。
 給与から引き去ることができなくなった税額は、普通徴収の方法によって、それぞれの納期限までにご自身で納付してください。

(例) 退職等により勤務先から届出書が提出され、給与からの特別徴収が9月からできなくなった場合(年税額 120,000円)



⑤お知らせ 「C 市民税・県民税について」表面

※第3個人市民税普通徴収関係帳票（当初分）⑤お知らせ「A 市民税・県民税について」と同内容

令和 年度 市民税・県民税について（お知らせ）

◆令和 年度の主な改正内容

(1) 給与所得控除額の見直し

給与所得控除額を10万円引き下げます。また、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額を1,000万円から850万円に引き下げ、その控除額も220万円から195万円に引き下げます。

(2) 公的年金等控除額の見直し

公的年金等控除額を10万円（公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円）引き下げます。また、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合は、控除額の上限（195万5千円）を設けます。

(3) 所得金額調整控除の創設

所得金額調整控除とは、一定の金額を給与所得から控除するもので、次の2種類があります。

- ①子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除
- ②給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除

(4) 基礎控除の見直し

基礎控除額を10万円引き上げます。合計所得金額が2,400万円を超えると、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超えると、基礎控除は適用されません。

(5) 調整控除の見直し

基礎控除の見直しに伴い、合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者は調整控除が適用されません。

(6) 所得控除及び非課税基準に係る所得要件等

給与所得控除、公的年金等控除等の見直しに伴い、所得控除及び非課税基準に係る所得要件等が変更になります。

(7) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）がいる単身者に対して、「ひとり親控除」を適用します。それ以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）を設定します。

(8) 「森林（もり）づくり県民税」の課税期間延長

「森の力再生事業」の継続に伴い、「森林（もり）づくり県民税」の課税期間を令和7年度まで延長します。（県税務課 ☎054-221-2337、県西部農林事務所 ☎053-458-7234）

◆市民税・県民税申告書等の提出期限延長に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市民税・県民税申告書及び所得税の確定申告書の提出期限が延長されました。それに伴い、市民税・県民税申告書及び確定申告書を提出された場合でも、申告書の内容が同封の納税通知書に反映されていない場合があります。この場合は、年度途中に税額変更等の処理を行い、納税通知書等でお知らせいたします。

《お問い合わせ先》 浜松市 財務部 市民税課

- ・ 課税内容に関すること ☎ 053-457-2145
- ・ 年金からの特別徴収に関すること ☎ 053-457-2162
- ・ 給与からの特別徴収に関すること ☎ 053-457-2142

⑤お知らせ 「C 市民税・県民税について」裏面

※第3個人市民税普通徴収関係帳票（当初分）⑤お知らせ「A 市民税・県民税について」と同内容

◆納税通知書の見方

令和 年度 市民税・県民税納税通知書

お問い合わせ先 浜松市 財務部 市民課
 ●事務内容に関すること TEL 053-457-2145
 ●公的年金からの特別徴収に関すること TEL 053-457-2162
 ●給与からの特別徴収に関すること TEL 053-457-2142

市民税・県民税の年税額

年税額（から）の合計	円
① 普通徴収税額	円
② 公的年金からの特別徴収税額	円
③ 給与からの特別徴収税額	円

① 普通徴収

期別	納期限	税額	充当額	差引納付額
第1期	令和 年 月 日	円	円	円
第2期	令和 年 月 日	円	円	円
第3期	令和 年 月 日	円	円	円
第4期	令和 年 月 日	円	円	円

② 公的年金からの特別徴収

今年度の特別徴収税額		本徴収税額		▼以下は、翌年度の特別徴収税額です。	
徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円

③ 給与からの特別徴収

- お問い合わせの際は、【通知書番号】をお伝えください。
- 年税額
今年度納めていただく総額です。
 - ①普通徴収税額
年税額のうち、ご自身で納めていただく税額です。
 - ②公的年金からの特別徴収税額
年税額のうち、公的年金から特別徴収（天引き）される税額です。
 - ③給与からの特別徴収税額
年税額のうち、給与から特別徴収（天引き）される税額です。
- ①普通徴収税額の内訳
普通徴収税額を各期（1期～4期）に分割した税額と納期限です。
- 口座振替をご利用の人のみ表示しています。
- ②公的年金からの特別徴収税額の内訳
今年度分として年金から差し引かれる税額の内訳です。
- 翌年度分として年金から差し引かれる税額の内訳です。
※今回の年税額には含まれていません。

① 普通徴収について

納付書又は口座振替で、ご自身で納めていただく方法です。納期は、1期～4期に分けられます。

◆納付書が同封されている人：金融機関やコンビニの窓口などでお支払いください。

・クレジットカード払い、インターネットバンキング払いのほか、令和3年度から、「PayPay」「LINE Pay」でも納付できるようになりました。【「納付書裏面」参照】



・令和3年度から、Web上で口座振替の申込みができるようになりました。【市HP▶Web口座（検索）】

◆口座振替を利用している人：各納期の最終日に振替します。

※納付書や口座振替についてのお問い合わせは、税務総務課（☎053-457-2261）まで

② 公的年金からの特別徴収について

2か月に1度支給される公的年金からの引き落としとして納めていただく方法です。

この徴収方法は地方税法の規定に基づく取扱いであり、個人の選択による徴収方法の変更は認められていません。対象となる人や具体的な徴収方法などについては、納税通知書別紙「令和3年度市民税・県民税 賦課の根拠等について」をご覧ください。

⑤お知らせ 「D 賦課の根拠」 表面・右

【市民税・県民税納税通知書 別紙】
令和 年度 市民税・県民税 賦課の根拠等について

◇お問合せ先
 浜松市 財務部 市民税課
 TEL 053-457-2145

1. 賦課の根拠	4. 賦課に不服がある場合(教示)																																					
<p>この税金は、地方税法第24条、第39条、第294条、第318条及び浜松市税条例第23条、第37条の規定により、前年中の所得に応じて、(1)の人に対しては均等割額及び所得割額の合算額、(2)の人に対しては均等割額が課税されます。</p> <p>(1) 令和3年1月1日現在、区内に住所を有する個人 (2) 令和3年1月1日現在、区内に事務所・事業所又は家庭敷を有する個人でその区域内に住所を有しない人</p> <p>※市民税・県民税はその年の1月1日現在居住している人に対して、前年中の所得をもとに1年度分を課税します。そのため、年の途中(1月2日以降)に浜松市から引越(転出)をした場合でも、その年度は浜松市に納めていただきます。</p>	<p>この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告として(浜松市長が被告の代表者となります。)提起することができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合は裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p> <p>なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>																																					
2. 各期の納期・納付場所(普通徴収)	5. 口座振替をご利用の皆さまへ																																					
<p>●納期 ※納期到来前の納付額を納めることもできます。</p> <p>第1期 令和3年 6月11日 から 令和3年 6月30日 第2期 令和3年 8月11日 から 令和3年 8月31日 第3期 令和3年 10月11日 から 令和3年 11月1日 第4期 令和4年 1月11日 から 令和4年 1月31日</p> <p>※年税額が5,400円以下のときは最初の納期に全額を納めていただきます。</p> <p>●納付場所 浜松市指定金融機関等へ納めてください。指定金融機関等は、『納付書 兼 納入済通知書』の表面に記載しています。</p>	<p>●口座振替日 口座振替日は納期限の日です。振替日の前日までに振替口座の残高をご確認ください。納税通知書の振替口座欄に表示されている口座が、既に解約済み又は凍結されている場合は、ご連絡ください。</p> <p>●全納の手続をしている人の振替方法 賦課開始期が第1期の場合、全期分を第1期分の納期限の日に振替します。第1期以外の場合、各期の納期限の日に期別で振替します。</p> <p>●振替ができなかった場合 振替日に預貯金残高不足で引き落とせなかった場合は、振替日の13営業日後(土日祝日を除く。)に再振替を行います。再振替の場合でも、延滞金が発生することがありますので、ご注意ください。(3. 納期限までに納付されなかった場合(延滞金)参照) なお、残高不足以外で振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書兼納付書を送付しますので、その納付書で納付してください。</p>																																					
3. 納期限までに納付されなかった場合(延滞金)	6. 公的年金等からの特別徴収(引き落とし)について																																					
<p>納期限までに税金を完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。</p> <p>(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 …… 年7.3% (各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%の割合を加算した割合をいう。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%の割合が上限))</p> <p>(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 …… 年14.6% (各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)</p>	<p>●前年度から継続して公的年金等から特別徴収される人【図1】 4月・6月・8月の年金支払時に、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6ずつが特別徴収(仮徴収)され、10月・12月・2月の年金支払時に、年税額※から仮徴収税額を差し引いた残りの税額が特別徴収(本徴収)されます。</p> <p>●新たに公的年金等から特別徴収される人、又は再開される人【図2】 10月の年金支払時から特別徴収が開始(再開)されます。</p> <p>(5) 特別徴収の停止 年金の支給が停止となった場合や市外に転出した場合などは、特別徴収が停止となり、残りの税額は普通徴収(納付書又は口座振替)で納めていただくこととなります。</p>																																					
<p>(1) 特別徴収の対象となる人 令和3年4月1日時点で、高齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人が対象です。ただし、次の場合は、対象となりません。 ・ 高齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合 ・ 令和3年度の特別徴収税額が高齢基礎年金等の年額を超える場合 ・ 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない場合</p> <p>(2) 特別徴収を行う年金 特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類は、納税通知書に記載のとおりです。</p> <p>(3) 特別徴収の対象となる税額 前年中の公的年金等の所得に係る市民税・県民税(均等割額及び所得割額)が対象です。</p> <p>【図1】 前年度から継続して公的年金等から特別徴収される人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">納付方法</td> <td colspan="3">特別徴収(仮徴収)</td> <td colspan="3">特別徴収(本徴収)</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>前年度の年税額※の1/6</td> <td>前年度の年税額※の1/6</td> <td>前年度の年税額※の1/6</td> <td>年税額※から4月、6月、8月に引き落とした額を差し引いた残額 1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>【図2】 新たに公的年金等から特別徴収される人、又は再開される人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">納付方法</td> <td colspan="2">普通徴収(納付書又は口座振替)</td> <td colspan="3">特別徴収(本徴収)</td> </tr> <tr> <td>第1期(6月)</td> <td>第2期(8月)</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>年税額※の1/4</td> <td>年税額※の1/4</td> <td>年税額※の1/6</td> <td>年税額※の1/6</td> <td>年税額※の1/6</td> </tr> </table> <p>※年税額：公的年金等の所得に対する税額</p>	納付方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)			4月	6月	8月	10月	12月	2月	納付額	前年度の年税額※の1/6	前年度の年税額※の1/6	前年度の年税額※の1/6	年税額※から4月、6月、8月に引き落とした額を差し引いた残額 1/3	1/3	1/3	納付方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		特別徴収(本徴収)			第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月	納付額	年税額※の1/4	年税額※の1/4	年税額※の1/6	年税額※の1/6	年税額※の1/6	<p>〈お問合せ先 市民税課 TEL 053-457-2162〉</p>
納付方法		特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)																																	
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																
納付額	前年度の年税額※の1/6	前年度の年税額※の1/6	前年度の年税額※の1/6	年税額※から4月、6月、8月に引き落とした額を差し引いた残額 1/3	1/3	1/3																																
納付方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		特別徴収(本徴収)																																			
	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月																																	
納付額	年税額※の1/4	年税額※の1/4	年税額※の1/6	年税額※の1/6	年税額※の1/6																																	

⑤お知らせ 「D 賦課の根拠」裏面・左

7. 所得金額			
(1) 給与所得の求め方			
給与等の収入金額の合計額(A)		給与所得控除後の金額(C)	
55万1千円以上	161万9千円未満	0円	
55万1千円以上	161万9千円未満	(A)-55万円	
161万9千円以上	162万円未満	106万9千円	
162万円以上	162万2千円未満	107万円	
162万2千円以上	162万4千円未満	107万2千円	
162万4千円以上	162万8千円未満	107万4千円	
162万8千円以上	180万円未満	(B)×60%+10万円	
180万円以上	360万円未満	(B)×70%-8万円	
360万円以上	660万円未満	(B)×80%-44万円	
660万円以上	850万円未満	(A)×90%-110万円	
850万円以上		(A)-195万円	
(B) = (A) ÷ 4(千円未満切捨て) × 4			
◆所得金額調整控除			
次の①又は②に該当する場合、一定金額を給与所得控除後の金額から控除します。 給与所得金額 = 給与所得控除後の金額(C) - 所得金額調整控除(D + E)			
①子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除			
給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から④のいずれかに該当する場合 ①本人が特別障害者に該当する ②年齢23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する			
控除額(D) = (給与等の収入金額 - 850万円) × 10% ※1円未満切上げ(最高15万円)			
②給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除			
「給与所得控除後の給与等の金額」と「公的年金等に係る雑所得の金額」があり、その合計金額が10万円を超える場合			
控除額(E) = {給与所得控除後の給与等の金額(最高10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(最高10万円)} - 10万円			
(2) 公的年金等所得の求め方			
●年齢：65歳未満(昭和31年1月2日以後生まれ)			
公的年金等の収入金額の合計額(F)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	(F) - 60万円	(F) - 50万円	(F) - 40万円
130万円以上 410万円未満	(F) × 75% -27万5千円	(F) × 75% -17万5千円	(F) × 75% -7万5千円
410万円以上 770万円未満	(F) × 85% -68万5千円	(F) × 85% -58万5千円	(F) × 85% -48万5千円
770万円以上 1,000万円未満	(F) × 95% -145万5千円	(F) × 95% -135万5千円	(F) × 95% -125万5千円
1,000万円以上	(F) - 195万5千円	(F) - 185万5千円	(F) - 175万5千円
●年齢：65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)			
公的年金等の収入金額の合計額(F)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	(F) - 110万円	(F) - 100万円	(F) - 90万円
330万円以上 410万円未満	(F) × 75% -27万5千円	(F) × 75% -17万5千円	(F) × 75% -7万5千円
410万円以上 770万円未満	(F) × 85% -68万5千円	(F) × 85% -58万5千円	(F) × 85% -48万5千円
770万円以上 1,000万円未満	(F) × 95% -145万5千円	(F) × 95% -135万5千円	(F) × 95% -125万5千円
1,000万円以上	(F) - 195万5千円	(F) - 185万5千円	(F) - 175万5千円

8. 所得控除			
(1) 社会保険料控除			
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除			
(2) 小規模企業共済等掛金控除			
あなたが、小規模企業共済制度の掛金、確定拠出年金制度の掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)などを支払った場合の控除			
(3) 生命保険料控除			
受取人があなたや配偶者その他の親族となっている生命保険料をあなたが支払った場合の控除(最高70,000円)			
●旧契約(一般、個人年金分) (平成23年12月31日以前の契約)		●新契約(一般、個人年金、介護医療分) (平成24年1月1日以後の契約)	
支払金額①(円)	控除額(円)	支払金額②(円)	控除額(円)
～15,000	①の全額	～12,000	②の全額
15,001～40,000	①×0.5 + 7,500	12,001～32,000	②×0.5 + 6,000
40,001～70,000	①×0.25 + 17,500	32,001～56,000	②×0.25 + 14,000
70,001～	35,000	56,001～	28,000
一般分、個人年金分、介護医療分の区分ごとの控除額の合計額が生命保険料控除額です。			
(4) 地震保険料控除			
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(記当金除く)がある場合の控除(最高25,000円)			
●地震保険料		●旧長期損害保険料	
支払金額③(円)	控除額(円)	支払金額④(円)	控除額(円)
～50,000	③×0.5	～5,000	④の全額
50,001～	25,000	5,001～15,000	④×0.5 + 2,500
		15,001～	10,000
※地震保険料、旧長期損害保険料の両方の保険料がある場合は、それぞれ計算した控除額の合計が地震保険料控除です。 ※同一契約が両方の区分に該当する場合、いずれか一方の区分のみで計算します。			
(5) 寡婦控除・ひとり親控除			
あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下であり、次の要件を満たす場合の控除			
●寡婦控除(控除額26万円)			
・夫と離婚した後、婚姻していない ・住民票の続柄に「妻(未届)」又は「夫(未届)」などの記載がない ・扶養親族(他の人の同一生計配偶者、扶養親族を除く)を有する ・夫と死別した後婚姻していない、又は夫の生死が不明である ・住民票の続柄に「妻(未届)」又は「夫(未届)」などの記載がない			
●ひとり親控除(控除額30万円)			
・現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明である ・住民票の続柄に「妻(未届)」又は「夫(未届)」などの記載がない ・総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者、扶養親族を除く)がいる			
(6) 勤労学生控除(控除額26万円)			
大学、高等学校などの学生又は生徒で、次の①・②に該当する場合の控除 ①自己の勤労による給与所得等があり、かつ合計所得金額が75万円以下 ②自己の勤労によらない所得が10万円以下			
(7) 障害者控除			
あなたや同一生計配偶者、扶養親族として申告されている人が障がい者である場合の控除			
区分	要件等	控除額	
障害者	身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 など	26万円	
特別障害者	障がい者のうち、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳でA判定、精神障害者保健福祉手帳で1級の人 など	30万円	
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としていない人	53万円	

⑤お知らせ 「D 賦課の根拠」裏面・右

(8) 配偶者(特別)控除				
あなたに生計を一にする配偶者があり、次の①から③を満たす場合、あなたと配偶者のそれぞれの前年中の合計所得金額に応じて受けられる控除				
①あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下				
②配偶者が事業専従者(青色、白色)でない				
③配偶者が他の人の扶養親族として申告されていない				
控除	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	一般 老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
※夫婦間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。				
(9) 扶養控除				
あなたに控除対象扶養親族(前年中の合計所得金額が48万円以下の人)がいる場合の控除				
区分	要件等	控除額		
特定扶養親族	19歳以上23歳未満の人	45万円		
老人扶養親族	70歳以上の人	38万円		
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている人	45万円		
その他の扶養親族	16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の人	33万円		
年少扶養親族	16歳未満の人	—		
(10) 基礎控除				
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除				
あなたの合計所得金額		控除額		
2,400万円以下		43万円		
2,400万円超 2,450万円以下		29万円		
2,450万円超 2,500万円以下		15万円		
(11) 雑損控除				
あなたや前年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする人が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除(次の①・②のいずれか多い方の金額)				
①損失額(損害金額-保険金などで補てんされる金額)-総所得金額等の10%				
②損失額のうち災害関連支出金額-5万円				
(12) 医療費控除				
前年中に支払った医療費や特定の医薬品購入費が一定の金額以上ある場合の控除(適用は、次の①・②のどちらか一方)				
①医療費控除(最高200万円)				
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定金額以上ある場合の控除				
控除額=(前年中に支払った医療費の総額-保険金などで補てんされる金額) -(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額)				
②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)(最高8万8千円)				
あなたが健康の保持増進及び疾病の予防のために一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費が1万2千円を超える場合の控除				
控除額=(前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額 -保険金などで補てんされる金額)-1万2千円				

9. 市民税・県民税の税率				
所得割の税率				
課税標準額		市民税	県民税	
課税総所得金額		8%	2%	
申告分離課税分	課税短期譲渡所得金額	一般	7.2%	
		軽減	4%	
	課税長期譲渡所得金額	一般	4%	
		特定	2,000万円以下	3.2%
			2,000万円を超える部分	4%
		軽減	6,000万円以下	3.2%
	6,000万円を超える部分		4%	
	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額		4%	
	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額		4%	
	上場株式等に係る課税配当所得等の金額		4%	
先物取引に係る課税雑所得等の金額		4%		
課税山林所得金額		8%		
課税退職所得金額		8%		
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 売却価額の1.2%(市民税)、0.3%(県民税)				
均等割額				
市民税	3,500円	「防災・減災のための市民税500円」含む		
県民税	1,900円	「防災・減災のための県民税500円」と「森林(もり)づくり県民税400円」含む		
10. 税額控除				
(I) 調整控除				
次の計算で求めた金額が、所得割額から控除されます。ただし、あなたの合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用されません。				
区分	調整控除額の算出方法			
合計課税所得金額が200万円以下の場合	次の①・②のいずれか少ない金額の5% (市民税4%、県民税1%) ①人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額			
合計課税所得金額が200万円超の場合	人的控除の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)の5% (市民税4%、県民税1%) ※算出額が2,500円未満の場合は2,500円 (市民税2,000円、県民税500円)			
控除種類(人的控除)				
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合	5万円		
障害者控除	普通障害	1万円		
	特別障害	10万円		
	同居特別障害	22万円		
ひとり親控除	母	5万円		
	父	1万円		
寡婦控除		1万円		
勤労学生控除		1万円		
扶養控除	特定扶養(19歳以上23歳未満)	18万円		
	老人扶養(70歳以上)	10万円		
	同居老親等(70歳以上の同居の直系尊属)	13万円		
	その他扶養(16歳以上19歳未満)(23歳以上70歳未満)	5万円		
配偶者控除	あなたの合計所得金額	配偶者区分		
	900万円以下	一般	5万円	
		老人(70歳以上)	10万円	
	900万円超 950万円以下	一般	4万円	
		老人(70歳以上)	6万円	
	950万円超 1,000万円以下	一般	2万円	
老人(70歳以上)		3万円		
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額	配偶者の合計所得金額		
	900万円以下	48万円超 50万円未満	5万円	
		50万円以上 55万円未満	3万円	
	900万円超	48万円超 50万円未満	4万円	
		50万円以上 55万円未満	2万円	
	950万円超	48万円超 50万円未満	2万円	
50万円以上 55万円未満		1万円		

⑤お知らせ 「D 賦課の根拠」 表面・左

<p>(2) 配当控除 (申告分離課税を選択した上場株式等の配当等には適用されません)</p> <p>株式配当などの配当所得を総合課税で申告した場合、その所得金額に以下の率を乗じた金額が所得割額から控除されます。 ※配当等の種類によっては、適用が受けられない場合があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">※課税標準額</th> <th colspan="2">1,000万円以下の部分</th> <th colspan="2">1,000万円超の部分</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>剰余金の配当等</td> <td>2.24%</td> <td>0.56%</td> <td>1.12%</td> <td>0.28%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定証券</td> <td colspan="2">外貨建等証券投資信託以外</td> <td>1.12%</td> <td>0.28%</td> <td>0.56%</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>投資信託等</td> <td colspan="2">外貨建等証券投資信託</td> <td>0.56%</td> <td>0.14%</td> <td>0.28%</td> <td>0.07%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※課税総所得金額と申告分離課税所得金額の課税標準額の合計です。</p>		種類	※課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税	剰余金の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%			特定証券	外貨建等証券投資信託以外		1.12%	0.28%	0.56%	0.14%	投資信託等	外貨建等証券投資信託		0.56%	0.14%	0.28%	0.07%	<p>用語説明</p> <p>●控除対象扶養親族とは 扶養親族のうち、平成17年1月1日以前に生まれた人(16歳以上)</p> <p>●扶養親族とは 前年12月31日現在(年の途中で死亡した場合は、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する人 ・あなたと生計を一にする ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族) ・前年中の合計所得金額が48万円以下 ・事業専従者(青色、白色)でない</p> <p>●生計を一にするとは 日常生活の費用を共にすること 勤務の都合や修学、療養などのために家族と別居している場合でも、生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、これに該当する</p> <p>●「同一生計配偶者又は扶養親族を有する」とは 確定申告書、扶養控除等申告書や市民税・県民税申告書などで申告し、あなたの同一生計配偶者又は扶養親族とされている親族がいること</p> <p>●課税総所得金額 下記の①・②の合計金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)から、所得控除合計額を差し引いた金額(千円未満切捨て)</p> <p>●合計課税所得金額 下記の①・②の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)から、所得控除合計額を差し引いた金額(千円未満切捨て)</p> <p>●総所得金額等 下記の①・②・③の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)</p> <p>●合計所得金額 下記の①・②・③の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額)</p> <p>①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額(損益通算後の金額) ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の1/2の金額 ③申告分離課税(長(短)期譲渡所得については特別控除前)の所得金額の合計額 ＜繰越控除＞ ●純損失や雑損失の繰越控除 ●居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 ●特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除 ●上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 ●特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除 ●先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除</p>											
種類	※課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分																																										
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税																																									
剰余金の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%																																											
特定証券	外貨建等証券投資信託以外		1.12%	0.28%	0.56%	0.14%																																									
投資信託等	外貨建等証券投資信託		0.56%	0.14%	0.28%	0.07%																																									
<p>(3) 住宅借入金等特別控除</p> <p>平成23年から令和2年までに入居し、前年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①・②のいずれか少ない金額が所得割額から控除されます。(控除割合：市民税 4/5、県民税 1/5) ①所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額)の5% (最高 97,500円) ※住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合は、所得税の課税総所得金額等の7% (最高 136,500円)</p>																																															
<p>(4) 寄附金控除</p> <p>次の①から③のいずれかに該当する寄附金がある場合は、以下で計算した額が所得割額から控除されます。 ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税(特別控除対象)) ※総務大臣の指定を受けている自治体に対する寄附金に限る ②静岡県共同基金、日本赤十字社静岡県支部、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(特別控除対象以外) ③静岡県又は浜松市が条例で指定した団体に対する寄附金</p> <p>●ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例控除)</p> <p>次の条件を満たし、期限内に寄附先の自治体へ申告特例の申請を行った人が対象です。 ・給与所得者等で所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書含む)を提出する必要のない人 ・前年中の寄附先の自治体の数が5以下の人 【注意】所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書含む)を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例)に基づく寄附金控除は無効になります。申告の際には、寄附金全て(申告特例の申請を行った寄附金を含む)を申告する必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本控除額</th> <th>(①+②+③)×(※1)-2,000円</th> <th>×(市民税8%、県民税2%)</th> <th>※1の上限は、総所得金額等の30%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例控除額</td> <td>(①-2,000円)×(下表の割合a)</td> <td>×(市民税4/5、県民税1/5)</td> <td>上限は、所得割額(調整控除後)の20%</td> </tr> <tr> <td>申告特例控除額</td> <td>特例控除額×(下表の割合b)</td> <td>×(市民税4/5、県民税1/5)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額</th> <th>割合 a (%)</th> <th>課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額</th> <th>割合 b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>84.895</td> <td>195万円以下</td> <td>5.105/84.895</td> </tr> <tr> <td>195万円超 330万円以下</td> <td>79.79</td> <td>195万円超 330万円以下</td> <td>10.21/79.79</td> </tr> <tr> <td>330万円超 695万円以下</td> <td>69.58</td> <td>330万円超 695万円以下</td> <td>20.42/69.58</td> </tr> <tr> <td>695万円超 900万円以下</td> <td>66.517</td> <td>695万円超 900万円以下</td> <td>23.483/66.517</td> </tr> <tr> <td>900万円超 1,800万円以下</td> <td>56.307</td> <td>900万円超</td> <td>33.693/56.307</td> </tr> <tr> <td>1,800万円超 4,000万円以下</td> <td>49.16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>44.055</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※0円未満となる又は課税総所得金額がない場合は、この表と異なる割合を適用</p>		基本控除額	(①+②+③)×(※1)-2,000円	×(市民税8%、県民税2%)	※1の上限は、総所得金額等の30%	特例控除額	(①-2,000円)×(下表の割合a)	×(市民税4/5、県民税1/5)	上限は、所得割額(調整控除後)の20%	申告特例控除額	特例控除額×(下表の割合b)	×(市民税4/5、県民税1/5)		課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合 a (%)	課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合 b	195万円以下	84.895	195万円以下	5.105/84.895	195万円超 330万円以下	79.79	195万円超 330万円以下	10.21/79.79	330万円超 695万円以下	69.58	330万円超 695万円以下	20.42/69.58	695万円超 900万円以下	66.517	695万円超 900万円以下	23.483/66.517	900万円超 1,800万円以下	56.307	900万円超	33.693/56.307	1,800万円超 4,000万円以下	49.16			4,000万円超	44.055				
基本控除額	(①+②+③)×(※1)-2,000円	×(市民税8%、県民税2%)	※1の上限は、総所得金額等の30%																																												
特例控除額	(①-2,000円)×(下表の割合a)	×(市民税4/5、県民税1/5)	上限は、所得割額(調整控除後)の20%																																												
申告特例控除額	特例控除額×(下表の割合b)	×(市民税4/5、県民税1/5)																																													
課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合 a (%)	課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合 b																																												
195万円以下	84.895	195万円以下	5.105/84.895																																												
195万円超 330万円以下	79.79	195万円超 330万円以下	10.21/79.79																																												
330万円超 695万円以下	69.58	330万円超 695万円以下	20.42/69.58																																												
695万円超 900万円以下	66.517	695万円超 900万円以下	23.483/66.517																																												
900万円超 1,800万円以下	56.307	900万円超	33.693/56.307																																												
1,800万円超 4,000万円以下	49.16																																														
4,000万円超	44.055																																														
<p>(5) 外国税額控除</p> <p>外国にその源泉のある所得について、その国の法令により、所得税や住民税等が課された場合、所得税、県民税及び市民税の控除限度額を限度として所得割額から控除します。 ※所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用が受けられます。</p>																																															
<p>1.1. 配当割額又は株式等譲渡所得割額</p> <p>上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得を申告した場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に特別徴収(天引き)された配当割額、株式等譲渡所得割額が所得割額(税額控除後)から控除されます。なお、既に納税通知書(税額決定通知書を含む)が送達されている場合は、新たに適用を受けられません。(控除割合：市民税 3/5、県民税 2/5)</p>																																															
		<p>市民税・県民税が課税されない人</p> <p>●均等割・所得割どちらも課税されない人 (1)令和3年1月1日時点で、次の①又は②に該当する人 ①生活保護法による生活扶助を受けている人 ②未成年者(未婚)、障がい者、ひとり親又は専業主婦に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の人 (2)前年の合計所得金額が、下表の金額以下の人(※1)</p> <p>●所得割が課税されない人(均等割のみ課税) (1)所得控除の合計額が、総所得金額等を上回る人 (2)前年の総所得金額等が、下表の金額以下の人(※2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>同一生計配偶者+扶養親族の数</th> <th>非課税(※1)</th> <th>均等割のみ課税(※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無</td> <td>~415,000円</td> <td>~450,000円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>~919,000円</td> <td>~1,120,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>~1,234,000円</td> <td>~1,470,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>~1,549,000円</td> <td>~1,820,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 計算式：315,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+189,000円(※3) (※2) 計算式：350,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+320,000円(※3) (※3) 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合に加算</p>		同一生計配偶者+扶養親族の数	非課税(※1)	均等割のみ課税(※2)	無	~415,000円	~450,000円	1	~919,000円	~1,120,000円	2	~1,234,000円	~1,470,000円	3	~1,549,000円	~1,820,000円																													
同一生計配偶者+扶養親族の数	非課税(※1)	均等割のみ課税(※2)																																													
無	~415,000円	~450,000円																																													
1	~919,000円	~1,120,000円																																													
2	~1,234,000円	~1,470,000円																																													
3	~1,549,000円	~1,820,000円																																													

⑤お知らせ 「E 賦課の根拠（前年度～7年度前）」表面・右

過年度

【市民税・県民税納税通知書 別紙】

令和元年度 市民税・県民税 賦課の根拠等について

◇お問い合わせ先
浜松市 財務部 市民税課
TEL 053-457-2145

1. 賦課の根拠

この税金は、地方税法第24条、第39条、第294条、第318条及び浜松市税条例第23条、第37条の規定により、前年中の所得に応じて、(1)の人に対しては均等割額及び所得割額の合算額、(2)の人に対しては均等割額が課税されます。

(1)平成31年1月1日現在、区内に住所を有する個人
(2)平成31年1月1日現在、区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人でその区内に住所を有しない人

※市民税・県民税はその年の1月1日現在居住している人に対して、前年中の所得をもとに1年分を課税することとなっています。そのため、年の途中(1月2日以降)に浜松市から引越(転出)をした場合でも、その年度は浜松市に納めていただくこととなります。

2. 各期の納期・納付場所(普通徴収)

◎納期 第1期 令和元年 6月11日 から 令和元年 7月 1日
第2期 令和元年 8月11日 から 令和元年 9月 2日
第3期 令和元年10月11日 から 令和元年10月31日
第4期 令和2年 1月11日 から 令和2年 1月31日

※ただし、年税額が5,400円以下のときは、最初の納期に全額を納めていただきます。

※納期到来前の納付額を納めることもできます。

◎納付場所
浜松市指定金融機関等へ納めてください。指定金融機関等は、『納付書兼 納入済通知書』の裏面に記載しています。

3. 納期限度までに納付されなかった場合(延滞金)

納期限度までに税金を完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。

(1)納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 … 年7.3%
(各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年内においては、当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%の割合が上限))

(2)納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 … 年14.6%
(当該特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年内においては、当該特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)

4. 賦課に不服がある場合(救済)

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告として(浜松市長が被告の代表者となります。)提起することができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合は裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5. 口座振替をご利用の皆様へ

(お問い合わせ先 税務総務課 TEL 053-457-2261)

◎口座振替日
口座振替日は納期限の日です。振替日の前日までに振替口座の残高をご確認ください。納税通知書の振替口座欄に表示されている口座が、既に解約済み又は凍結されている場合は、ご連絡ください。

◎全納の手続をしている人の振替方法
取替開始期が第1期の場合、全期分を第1期の納期限の日振替します。第1期以外の場合、各期の納期限の日により振替します。

◎振替ができなかった場合
振替日に預貯金残高不足で引き落とせなかった場合は、振替日の13営業日後(土日祝日を除く。)に再振替を行います。再振替の場合でも、延滞金が発生することがありますので、ご注意ください。(3. 納期限度までに納付されなかった場合(延滞金)参照)
なお、残高不足以外で振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書兼納付書を送付しますので、その納付書で納付してください。

6. 公的年金からの特別徴収(引き落とし)について

(お問い合わせ先 市民税課 TEL 053-457-2162)

(1)特別徴収の対象となる人
平成31年4月1日時点で、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人で、介護保険料の特別徴収対象被保険者となっている人
ただし、以下の場合等は、対象となりません。
・老齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合
・令和元年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合

(2)特別徴収を行う年金
特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類は、納税通知書に記載のとおりです。

(3)特別徴収の対象となる税額
前年中の公的年金等の所得に係る市民税・県民税(均等割額及び所得割額)

(4)特別徴収の方法
税額決定前の4月分・6月分・8月分の特別徴収については、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6ずつを特別徴収(仮徴収)し、税額決定後の10月分・12月分・2月分から、残りの税額を特別徴収(本徴収)します(右図1)。公的年金からの特別徴収が初めての人、又は再開される人は、10月分の公的年金から特別徴収が開始(再開)されます(右図2)。

(5)特別徴収の中止
年金支払者からの中止連絡などの中止事由が生じると、納付方法が、公的年金からの特別徴収から普通徴収(納付書や口座振替による納付)に変更されます。また、浜松市から転出された場合についても、転出日によって以下のように特別徴収が中止されます。
・1月1日～3月31日に転出した場合：その年の10月分からの特別徴収が中止
・4月1日～12月31日に転出した場合：翌年度の仮徴収(4月分・6月分・8月分)が中止

図1 前年度から継続して公的年金から特別徴収される人

納付方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度の年税額 ※ の1/6	前年度の年税額 ※ の1/6	前年度の年税額 ※ の1/6	年税額 ※ から4.6.8月に引き落としした額を差し引いた残額	1/3	1/3

図2 新たに公的年金から特別徴収される人、又は再開される人

納付方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		特別徴収(本徴収)		
納付月	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
納付額	年税額 ※ の1/4	年税額 ※ の1/4	年税額 ※ の1/6	年税額 ※ の1/6	年税額 ※ の1/6
	半分は普通徴収		半分は公的年金から引き落とし		

※ 公的年金等の所得に対する税額

⑤お知らせ 「E 賦課の根拠（前年度～7年度前）」裏面・左

7. 市民税・県民税の税率				
所得割	課税標準額	市民税 県民税		
課税所得金額		8% 2%		
申告分離課税	課税短期譲渡所得金額	一般	7.2% 1.8%	
		軽減	4% 1%	
	課税長期譲渡所得金額	一般	4% 1%	
		特定	2,000万円以下	3.2% 0.8%
			2,000万円を超える部分	4% 1%
		軽減	6,000万円以下	3.2% 0.8%
	6,000万円を超える部分		4% 1%	
	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額		4% 1%	
	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額		4% 1%	
	上場株式等に係る課税配当所得等の金額		4% 1%	
先物取引に係る課税雑所得等の金額		4% 1%		
課税山林所得金額		8% 2%		
課税退職所得金額		8% 2%		
四用牛の売却による農業所得の課税の特例 売却価額の1.2%(市民税)、0.3%(県民税)				
均等割				
市民税	3,500円			
県民税	1,900円	森林(もり)づくり県民税400円が含まれています。		
※防災・減災のための事業に要する費用の財源を確保するため、「地方税の臨時特例法」に基づき、平成26年度から令和5年度までの間、市民税・県民税がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。				

8. 所得金額			
(1) 所得金額の計算方法			
事業	所得の種類	所得金額の計算方法	
事業	営業等 商工業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	収入金額－必要経費等	
不動産	家賃、地代など	収入金額－必要経費等	
利息	公社債や預貯金の利息など	収入金額－所得金額	
配当	株式の配当、投資信託の分配など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利息	
給与	給料、賞金、賞与など	(2)給与所得の求め方参照	
雑	公的年金等	(3)公的年金等所得の求め方参照	
	その他	原稿料、生命保険年金など	収入金額－必要経費
譲渡	総合(短期・長期)	譲渡したことによる所得	収入金額－資産の取得費などの経費－特別控除額 (総合の長期は1/2が課税対象)
	申告分離	土地・建物、株式などを譲渡したことによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額×1/2
一時	賞金、懸賞金、生命保険の一時金など	収入金額－必要経費－特別控除額×1/2	
山林	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額	
退職金	退職金、一時金給付など	収入金額－退職所得控除額×1/2	
※退職所得については、所得税の源泉徴収の対象とならないものなどを除いて、支払いを受ける際に市民税・県民税が課税(現年分課税)されます。			

(2) 給与所得の求め方		
給与等の収入金額の合計額	給与所得金額	
65万1千円未満	0円	
65万1千円以上 161万9千円未満	収入金額－65万円	
161万9千円以上 162万円未満	96万9千円	
162万円以上 162万2千円未満	97万円	
162万2千円以上 162万4千円未満	97万2千円	
162万4千円以上 162万8千円未満	97万4千円	
162万8千円以上 180万円未満	A×60%	
180万円以上 360万円未満	A×70%－18万円	
360万円以上 660万円未満	A×80%－54万円	
660万円以上 1,000万円未満	収入金額×90%－120万円	
1,000万円以上	収入金額－220万円	
A = 収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) × 4		

(3) 公的年金等所得の求め方		
年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等所得金額
65歳以上 (昭和29年1月1日以前生まれ)	120万円以下	0円
	120万円超 330万円未満	収入金額－120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%－37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－78万5千円
65歳未満 (昭和29年1月2日以後生まれ)	70万円以下	0円
	70万円超 130万円未満	収入金額－70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%－37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－78万5千円
	770万円以上	収入金額×95%－155万5千円

9. 所得控除		
種類	適用される場合	控除額
雑損控除	あなたや総所得金額等が38万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難などによる資産の損失がある場合 ※ 次の(ア)、(イ)のいずれか多い額 (ア) 損失額(損害金額－保険金などで補てんされる金額)－総所得金額等×10% (イ) 損失額のうち災害関連支出金額－5万円	
医療費控除 (ア)、(イ)のどちらか一方を選択して適用)	(ア) あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合(控除限度額200万円) (支払った医療費の総額－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額) (イ) あなたが健康保持増進等の一定の取組を行って、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合(控除限度額8万8千円) (支払った特定一般用医薬品等購入費の総額－保険金などで補てんされる金額)－1万2千円	
社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために社会保険料を支払った場合、その合計額	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度の掛金、確定拠出年金制度の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合、その合計額	
生命保険料控除	※1 生命保険料控除の計算方法参照	
地震保険料控除	※2 地震保険料控除の計算方法参照	
寡婦控除	(ア) 夫と死別・離婚後再婚していない人、又は夫が生計不明な人で、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者※3・扶養親族を除く。)がいる場合 (イ) 夫と死別後再婚していない人、又は夫が生計不明な人で、合計所得金額が500万円以下の場合 ただし、(ア)に該当し、扶養親族である子がいて、かつ合計所得金額が500万円以下の場合	26万円
寡夫控除	妻と死別・離婚後再婚していない人、又は妻が生計不明な人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者※3・扶養親族を除く。)がいて、かつ合計所得金額が500万円以下の場合	26万円
勤労学生控除	学生又は生徒で、合計所得金額が65万円以下、かつ自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の場合	26万円
障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合 ただし、特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級等)である場合 あなたや配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合	26万円 30万円 53万円
配偶者控除	生計を一にする配偶者(他の者の扶養親族・事業専従者配偶者特別控除(青色・白色)を除く。)で条件※4を満たす場合	※4参照
扶養控除	生計を一にする配偶者以外の扶養親族(他の者の同一生計配偶者・扶養親族・事業専従者(青色・白色)を除く。)で、合計所得金額が38万円以下、かつ16歳以上の場合 【その他扶養】 ただし、19歳以上23歳未満の場合【特定扶養】 ただし、70歳以上の場合【老人扶養】	33万円 45万円 38万円

⑤お知らせ 「E 賦課の根拠（前年度～7年度前）」裏面・左

扶養控除	ただし、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者のいずれかとの同居を常況としている場合【同居老親等】 16歳未満の場合【年少扶養】	45万円 —																																																																																																																							
基礎控除	全ての納税義務者	33万円																																																																																																																							
<p>・寡婦控除から扶養控除までの控除適用可否の判定は、前年の12月31日の状況によります。（年中途中で死亡した場合は、死亡時の状況によります。）</p> <p>※1 生命保険料控除の計算方法(控除限度額70,000円)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">旧契約(一般、個人年金)</th> <th colspan="4">新契約(一般、個人年金、介護医療分)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">※平成23年12月31日以前の契約</th> <th colspan="4">※平成24年1月1日以後の契約</th> </tr> <tr> <th>支払金額①(円)</th> <th>控除額(円)</th> <th>支払金額②(円)</th> <th>控除額(円)</th> <th>支払金額③(円)</th> <th>控除額(円)</th> <th>支払金額④(円)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> <tr> <td>～15,000</td> <td>①の全額</td> <td>～12,000</td> <td>②の全額</td> <td>～50,000</td> <td>③×0.5 + 7,500</td> <td>12,001～32,000</td> <td>④×0.5 + 6,000</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000</td> <td>①×0.5 + 7,500</td> <td>32,001～56,000</td> <td>②×0.25 + 14,000</td> <td>50,001～</td> <td>25,000</td> <td>15,001～</td> <td>10,000</td> </tr> </table> <p>70,001～ 35,000 56,001～ 28,000</p> <p>保険料区分ごとに旧契約と新契約両方の保険料がある場合は、それぞれ計算した控除額の合計(上限28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した控除額が大きくなる場合は、旧契約で計算した控除額(上限35,000円)とすることができます。一般分、個人年金分、介護医療分の保険料区分ごとの控除額の合計(上限70,000円)が生命保険料控除額となります。</p> <p>※2 地震保険料控除の計算方法(控除限度額25,000円)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <th>支払金額③(円)</th> <th>控除額(円)</th> <th>支払金額④(円)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> <tr> <td>～50,000</td> <td>③×0.5</td> <td>～5,000</td> <td>④の全額</td> </tr> <tr> <td>50,001～</td> <td>25,000</td> <td>5,001～15,000</td> <td>④×0.5 + 2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001～</td> <td>10,000</td> </tr> </table> <p>地震保険料、旧長期損害保険料の両方の保険料がある場合は、それぞれ計算した控除額の合計(上限25,000円)になります。 同一契約が両方の区分に該当する場合は、いずれか一方の区分のみで計算します。</p> <p>※3 同一生計配偶者 生計を一にする配偶者(他の者の扶養親族・専業主婦(青色・白色)を除く。)で、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けられません。同一生計配偶者が誰がいるかによる場合は、障害者控除の適用を受けられます。</p> <p>※4 配偶者控除及び配偶者特別控除額</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">配偶者</th> <th rowspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者</td> <td>38万円以下</td> <td>一般 老人(70歳以上)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>38万円超 90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>・あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用を受けられません。 ・夫婦間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けられません。</p> <p>【参考】配偶者の年収と控除額 (あなたの合計所得金額が900万円以下で、配偶者が給与収入のみの場合)</p> <table border="1"> <tr> <th>給与収入</th> <th>所得換算</th> </tr> <tr> <td>103万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>155万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>201.5万円</td> <td>23万円</td> </tr> </table>			旧契約(一般、個人年金)				新契約(一般、個人年金、介護医療分)				※平成23年12月31日以前の契約				※平成24年1月1日以後の契約				支払金額①(円)	控除額(円)	支払金額②(円)	控除額(円)	支払金額③(円)	控除額(円)	支払金額④(円)	控除額(円)	～15,000	①の全額	～12,000	②の全額	～50,000	③×0.5 + 7,500	12,001～32,000	④×0.5 + 6,000	15,001～40,000	①×0.5 + 7,500	32,001～56,000	②×0.25 + 14,000	50,001～	25,000	15,001～	10,000	地震保険料		旧長期損害保険料		支払金額③(円)	控除額(円)	支払金額④(円)	控除額(円)	～50,000	③×0.5	～5,000	④の全額	50,001～	25,000	5,001～15,000	④×0.5 + 2,500			15,001～	10,000	配偶者	あなたの合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者	38万円以下	一般 老人(70歳以上)	33万円	22万円	11万円	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	0円	0円	0円	給与収入	所得換算	103万円	38万円	155万円	30万円	201.5万円	23万円
旧契約(一般、個人年金)				新契約(一般、個人年金、介護医療分)																																																																																																																					
※平成23年12月31日以前の契約				※平成24年1月1日以後の契約																																																																																																																					
支払金額①(円)	控除額(円)	支払金額②(円)	控除額(円)	支払金額③(円)	控除額(円)	支払金額④(円)	控除額(円)																																																																																																																		
～15,000	①の全額	～12,000	②の全額	～50,000	③×0.5 + 7,500	12,001～32,000	④×0.5 + 6,000																																																																																																																		
15,001～40,000	①×0.5 + 7,500	32,001～56,000	②×0.25 + 14,000	50,001～	25,000	15,001～	10,000																																																																																																																		
地震保険料		旧長期損害保険料																																																																																																																							
支払金額③(円)	控除額(円)	支払金額④(円)	控除額(円)																																																																																																																						
～50,000	③×0.5	～5,000	④の全額																																																																																																																						
50,001～	25,000	5,001～15,000	④×0.5 + 2,500																																																																																																																						
		15,001～	10,000																																																																																																																						
配偶者	あなたの合計所得金額	あなたの合計所得金額																																																																																																																							
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																																																					
配偶者	38万円以下	一般 老人(70歳以上)	33万円	22万円	11万円																																																																																																																				
	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																																																																					
配偶者特別控除	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																																																																					
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																																																																					
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																																																																					
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																																																																					
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																																																																					
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																																																																					
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																																																																					
	123万円超	0円	0円	0円																																																																																																																					
給与収入	所得換算																																																																																																																								
103万円	38万円																																																																																																																								
155万円	30万円																																																																																																																								
201.5万円	23万円																																																																																																																								

10. 税額控除					
(1)調整控除					
合計課税所得金額や人的控除の適用状況により、市民税・県民税の所得割額から一定の金額が控除されます。					
区分	調整控除額の算出方法				
合計課税所得金額が200万円以下の場合	①と②のいずれか少ない金額×5%(市民税4%、県民税1%) ①所得税との人的控除の差の合計額 ②市民税・県民税の合計課税所得金額				
合計課税所得金額が200万円超の場合	〔人的控除の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)〕 ×5%(市民税4%、県民税1%) ※算出された金額が2,500円未満の場合は2,500円 (市民税2,000円、県民税500円)				
控除の種類					
寡婦控除	一般寡婦 1万円 特別寡婦 5万円				
寡夫控除	1万円				
勤労学生控除	1万円				
障害者控除	普通障害 1万円 特別障害 10万円 同居特別障害 22万円				
	あなたの合計所得金額	配偶者区分			
配偶者控除	900万円以下	一般 5万円 老人(70歳以上) 10万円			
	900万円超 950万円以下	一般 4万円 老人(70歳以上) 6万円			
	950万円超 1,000万円以下	一般 2万円 老人(70歳以上) 3万円			
	あなたの合計所得金額	配偶者の合計所得金額			
配偶者特別控除	900万円以下	38万円超 40万円未満 5万円 40万円以上 45万円未満 3万円			
	900万円超 950万円以下	38万円超 40万円未満 4万円 40万円以上 45万円未満 2万円			
	950万円超 1,000万円以下	38万円超 40万円未満 2万円 40万円以上 45万円未満 1万円			
	扶養控除	特定扶養(19歳以上23歳未満) 18万円 老人扶養(70歳以上) 10万円 同居老親等(70歳以上の同居の直系尊属) 13万円 その他扶養(16歳以上) 5万円			
基礎控除	5万円				
(2)配当控除					
株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。(ただし、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得については、配当控除の適用を受けられません。)					
種類	※課税標準額				
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分			
	市民税	県民税	市民税	県民税	
剰余金の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%	
特定証券 投資信託	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%
※課税所得金額と申告分離課税所得金額の課税標準額の合計です。					
(3)住宅借入金等特別税額控除					
平成21年から平成30年までに入居し、前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない金額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。(控除割合は、市民税4/5、県民税1/5)					
①所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税において控除しきれなかった額					
②所得税の課税所得金額等(課税所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額)の5%。(上限97,500円)					
※平成26年4月から平成30年までに入居し、住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%の場合は、所得税の課税所得金額等の7% (上限136,500円)					

⑤お知らせ 「E 賦課の根拠（前年度～7年度前）」表面・左

(4)寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合は、一定の金額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

対象
 ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)
 ②静岡県共同募進会、日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金
 ③静岡県又は浜松市が条例で指定した団体に対する寄附金

基本控除額 (①+②+③-2,000円)×(市民税8%、県民税2%)
 ①から③の合計額は、総所得金額等の30%が上限です。

特例控除額 (①-2,000円)×(下表の割合a)×(市民税4/5、県民税1/5)
 市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20%が上限です。

課税総所得金額-人的控除の差の合計額		割合a
195万円以下	※	84.895%
195万円超 330万円以下		79.79%
330万円超 695万円以下		69.58%
695万円超 900万円以下		66.517%
900万円超 1,800万円以下		56.307%
1,800万円超 4,000万円以下		49.16%
4,000万円超		44.055%

※0円未満となる又は課税総所得金額がない場合は、この表と異なる割合を適用します。

ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例控除額)

寄附者が、ふるさと納税先の自治体へ申請することにより、確定申告等を行わずに寄附金税額控除の適用を受けられます。この特例の適用を受ける場合は、上記の基本控除額・特例控除額に申告特例控除額を加算した金額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

対象者
 ①当該年度の所得税について、確定申告書の提出義務がない、又は給与収入2,000万円以下であって、確定申告書の提出を要しないと見込まれる人
 ②寄附金税額控除を受ける目的以外に確定申告書(市民税・県民税申告書を含む。)の提出を要しないと見込まれる人
 ③申告特例の求めを行う自治体の数が5以下であると見込まれる人

※下記に該当する場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度に基づく寄附金税額控除の適用を受けられません。
 ①確定申告書の提出が必要となったとき
 ②確定申告書(市民税・県民税申告書を含む。)を提出したとき
 ③6以上の自治体に申告特例の求めを行ったとき
 ④申告特例通知書の送付を受けた市町村長と課税期日現在における住所所在地の市町村長が異なったとき

申告特例控除額	特例控除額×(下表の割合b)×(市民税4/5、県民税1/5)
課税総所得金額-人的控除の差の合計額	割合b
195万円以下	5.105/84.895
195万円超 330万円以下	10.21 /79.79
330万円超 695万円以下	20.42 /69.58
695万円超 900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

(5)外国税額控除

外国にその源泉のある所得について、その国の法令により所得税等が課された場合には、所得税、県民税及び市民税の控除限度額の範囲内において、まず所得税から控除され、所得税で控除しきれない場合は、県民税所得割額から控除されます。それでも控除しきれない場合は、市民税所得割額から控除されます。

控除限度額	市民税	県民税
所得税控除限度額の24%		所得税控除限度額の6%

11. 配当割額又は株式等譲渡所得割額

上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得について申告があった場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額、株式等譲渡所得割額が市民税・県民税の所得割額(税額控除後)から控除されます。なお、既に納税通知書(税額決定通知書を含む。)が送達されている場合は、新たに適用を受けられません。

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

12. 市民税・県民税が課税されない人

●均等割、所得割どちらも課税されない人
 ①平成31年1月1日時点で下記に該当する人
 (ア)生活保護法による生活扶助を受けている人
 (イ)未成年者(平成11年1月3日以後生まれで未婚)、障がい者、寡婦、寡夫に該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の人
 ②前年の合計所得金額が、次の(ア)又は(イ)の金額以下の人
 (ア)31万5千円
 (イ)<同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合>
 31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+18万9千円

●所得割が課税されない人(均等割のみ課税されます。)
 ①所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人
 ②前年の総所得金額等が、次の(ア)又は(イ)の金額以下の人
 (ア)35万円
 (イ)<同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合>
 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+32万円

「同一生計配偶者又は扶養親族がいる」とは、確定申告書、扶養控除等申告書や市民税・県民税申告書などで申告し、あなたの同一生計配偶者又は扶養親族とされている親族がいることを意味します。

配偶者がパートで働いたとき(給与以外の所得なし)の所得税及び市・県民税は?

パートの年収	配偶者の税金		あなたの所得控除	
	所得税	市・県民税	配偶者控除	配偶者特別控除
96万5千円以下	—	—	○	×
96万5千円超 103万円以下	—	○	○	×
103万円超 201万6千円未満	○	○	×	○
201万6千円以上	○	○	×	×

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けられません。
 ※配偶者が自身の障害者控除や扶養控除などの適用を受けている場合は、配偶者の税金は上記の表のとおりにはならないことがあります。

参 考

「課税総所得金額」とは、下記(ア)、(イ)の合計金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)から、所得控除合計額を差し引いた金額(千円未満切捨て)をいいます。

「合計課税所得金額」とは、下記(ア)、(イ)の合計金額に、退職所得金額※、山林所得金額を加算した金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)から所得控除合計額を差し引いた金額(千円未満切捨て)をいいます。

「総所得金額等」とは、下記(ア)、(イ)、(ウ)の合計金額に、退職所得金額※、山林所得金額を加算した金額です。ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

「合計所得金額」とは、下記(ア)、(イ)、(ウ)の合計金額に、退職所得金額※、山林所得金額を加算した金額です。ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

※当年分課税の対象となる退職所得は含まれません。

(ア)事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額(損益計算後の金額)
 (イ)総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益計算後の金額)の1/2の金額
 (ウ)申告分離課税(長短期譲渡所得)については特別控除前の所得金額の合計額

繰越控除

- 前損失や繰越損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 失物取引の基金等返済に係る損失の繰越控除